

被害者等支援計画

令和6年（2024年）4月

三和商船株式会社

被害者等支援計画

1. はじめに

当社が運航する船舶に関連して、人命に関わる海難事故及び被害（以下「重大事故」と称す）が発生した場合、被害に遭われたお客様並びにそのご家族への必要な支援について、「被害者等支援の基本的な考え方」を次の通り定めます。

本計画は、「公共交通事業者による被害者等支援計画作成ガイドライン」（国土交通省平成 25 年 3 月 29 日）に基づき定めたものです。

2. 被害者等支援の基本的な方針

（1）安全の確保に対する基本的な考え方

経営トップは、運航の安全確保が事業経営の根源であることを深く認識し、社内において運航の安全確保に主導的な役割を果たします。

当社は、全社員が安全最優先を徹底して実行し、安全運航に努めることが重要な責務と考えております。

（2）被害者等への支援に関する基本的な姿勢

重大事故が発生し、お客様が被害に遭われた場合は、国土交通省の各機関やその他関係する諸機関と連携協力して、人命救助を最優先に被害者等を救護、支援すると共に、被害の拡大防止に取り組みます。

3. 被害者等支援の基本的な実施内容

（1）情報提供

① 事故情報の収集提供

- ・重大事故の第一報を入手した場合は直ちに国土交通省と連携の上、海上保安庁・消防署その他関係する諸機関と協力して情報収集に最大の努力をします。
- ・被害に遭われたお客様からの問い合わせに対しては、専用の窓口を設置し、収集した情報を速やかに提供します。

② 乗客情報及び安否情報の取り扱い

- ・被害に遭われたお客様の情報及び安否情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法第 57 号）に基づき、被害に遭われたお客様やそのご家族が情報の公開を希望されない場合は、その意思を尊重した対応をいたします。

③ 被害者等への継続的な情報提供

- ・事故に関する情報（身元、安否確認や事故原因など）や、再発防止については、継続的な情報提供に努めます。

（２）事故現場等における対応

① 事故現場、待機地点への案内

- ・被害に遭われたお客様やそのご家族が事故の現場、搬送先病院、待機場所等へ移動する交通手段の確保及び案内に努めます。

② 滞在中の支援

- ・事故発生直後において、被害に遭われたお客様や、そのご家族等が情報収集等の活動をされる場合は、安否確認への付き添い、事故現場付近の待機場所、宿泊場所の手配などについて必要に応じた支援に努めます。

（３）継続的な対応

① 被害者からの相談受付体制

- ・被害に遭われたお客様やそのご家族からの相談に応じられるよう、専用の窓口を必要な期間設置します。

② 被害者等に対するサポート

- ・被害に遭われたお客様やご家族からの精神的なケアに関する要望があった場合には、行政機関、専門医療機関等の協力をいただきながら、必要に応じた支援に努めます。

４．被害者支援の基本的な実施体制

（１）体制の確立

- ・重大事故が発生した場合は、被害者等へ速やかに適切な支援を行えるよう体制（別表）を設置し、担当者を配置し継続的に対応します。
（「非常対策本部」の組織及び編成は、別紙のとおり）
- ・事故の第一報を受けた場合、「事故対策本部」を設置し、人命の安全確保を最優先とした体制を取ります。
- ・事故現場の最寄に現地対策本部を設置し、事故対策本部と連携を取りながら迅速に支援を行ってまいります。
- ・これらを実施した場合の対応記録の作成や保存は、担当部署にて適切に行います。

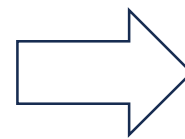
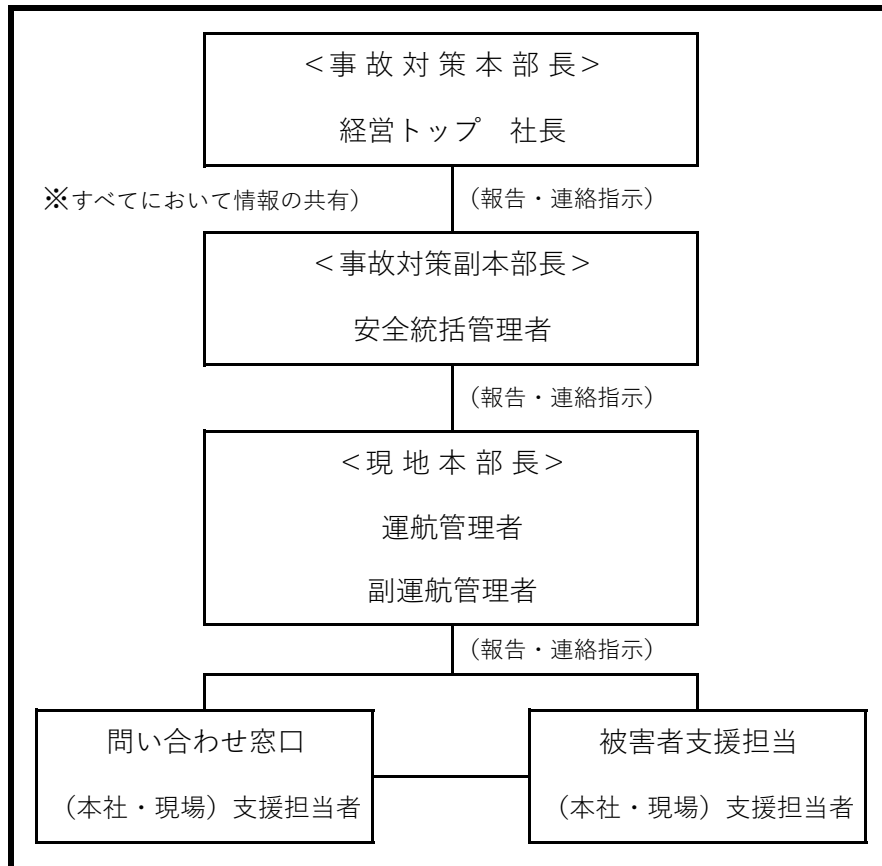
（２）教育・訓練等

- ・事故発生時の迅速な対応のための教育、研修を計画的に実施し、関係社員の意識向上に努めます。

別表

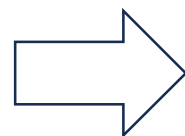
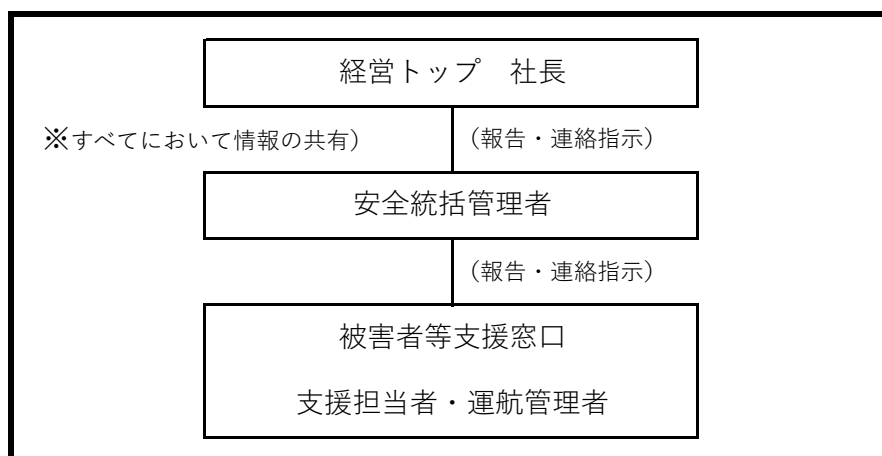
「非常対策本部」の組織系統図

《事故発生直後における支援体制》



事故被害に遭われた方・ご家族

《継続的な対応に係る支援体制》



※上記体制は、事故の規模に応じて整備します。